

2024年3月

テクノロジー法ニュースレター No. 45

米国最新法律情報 No. 111

<AI Update>

米国における AI 大統領令発令後の取組みについてのアップデート

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達
弁護士 殿村 桂司
弁護士 今野由紀子
弁護士 丸田 颯人

はじめに

2023年11月のニュースレターでは、AIに関する米国大統領令（以下「AI 大統領令」といいます。）が発令され、国防生産法等を通じて米国で法的拘束力のある AI 規制が導入されることをご紹介しました。

AI 大統領令の発令から3か月が経過した2024年1月29日、ホワイトハウスはファクトシートを公表し、AI 大統領令に基づいて関係当局において実施すべきと指示された各事項の進捗状況について報告しました。また、米国商務省は、AI 大統領令などに基づき、計算インフラ等を提供する米国企業の IaaS サービスが、外国の悪意あるサイバー活動者によって利用されるリスクに対処するため、当該米国企業が外国の顧客に悪意あるサイバー活動に利用可能な大規模 AI モデルの学習につながるクラウドサービスを提供する際に、米国政府への報告などを義務付ける内容を含む商務省規則案を公示しました。本ニュースレターでは、主に、AI 大統領令に関する米国の動向のアップデートとして、ファクトシート及び商務省規則案の内容等について概説いたします。

ファクトシートの内容

AI 大統領令では、既存の法令に基づき又は新たな立法等を通じて、特定の AI 開発者に対する報告義務や AI の利用者に対する規律の検討を含む一定の措置を、一定の期間内（項目によって30日から540日以内）に講ずるよう関係当局の長官に指示しています。これを受けて、関係する連邦政府機関が、AI 大統領令に基づく指示内容に取り組んでいる段階にあります。

2024年1月29日、ホワイトハウスはファクトシートを公表し、AI 大統領令において90日以内に実施すべきと指示された全ての事項が完了し、90日以降に実施すべき事項についても進捗が見られることを報告しました¹。ファクトシートでは、①安全性とセキュリティに対するリスクの管理（Managing Risks to Safety and Security）と②社会をよくするための AI イノベーション（Innovating AI for Good）の二つの項目に分けて AI

¹ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2024/01/29/fact-sheet-biden-harris-administration-announces-key-ai-actions-following-president-bidens-landmark-executive-order/>

大統領令で指示された項目の取組状況を整理しています。以下では日本企業に関係する限度でそれぞれ内容を紹介します。

1. 安全性とセキュリティに対するリスクの管理 (Managing Risks to Safety and Security)

まず、ファクトシートでは、国防生産法 (Defense Production Act) に基づき、最も強力な AI システム (the most powerful AI systems) の開発者に対し、重要な情報、特に AI の安全性テスト結果及び最も強力な AI システムをトレーニングできる大規模計算クラスタについて商務省に報告することを要求したとされています。なお、AI 大統領令では、「デュアルユース基盤モデル」(dual use foundation models)²の開発者に対し同様の報告義務を課すことが求められていたため、ファクトシートで言及されている「最も強力な AI システム」とは、典型的にはデュアルユース基盤モデルを指していると考えられます。

また、米国のインフラストラクチャー・アズ・ア・サービス (Infrastructure as a Service (IaaS)) のプロバイダに対して、特定の大规模 AI モデルの学習につながる外国顧客との取引に関して商務省への報告を義務付ける内容の規則案が公表されました。この商務省規則案については下記「商務省規則案」で詳述します³。

上記について、民間事業者がすでに対応を求められているものと今後対応を求められるものを整理すると、以下のようになります。

<国防生産法に基づき、すでに一部の事業者が対応を求められているもの>

AI 大統領令において関係政府機関に指示された内容	ファクトシートで報告された AI 大統領令発令後の動向
デュアルユース基盤モデルの開発者等に対し、安全性テスト (AI レッドチームテスト) の結果等を含む商務省への報告義務を課すこと	国防生産法に基づき、最も強力な AI システムの開発者等に対して、安全性テストの結果等を商務省に報告することを要求した
大規模計算クラスタ (large-scale computing cluster) の取得等に関する商務省への報告義務を課すこと	国防生産法に基づき、最も強力な AI システムの開発者等に対して、大規模計算クラスタに関して商務省に報告することを要求した

<今後策定される規則に基づき、事業者が対応を求められるもの>

AI 大統領令において関係政府機関に指示された内容	ファクトシートで報告された AI 大統領令発令後の動向
IaaS プロバイダに対し、外国顧客との取引に関する報告義務等を課すための規則を策定すること	商務省規則案を公表 (下記「商務省規則案」参照)

2. 社会をよくするための AI イノベーション (Innovating AI for Good)

社会をよくするための AI イノベーションの項目では、主に AI イノベーションにおいて米国がリードをするための投資の内容や人材教育に関する取組みが報告されています。その中でも、規制を明確にし、医療における AI イノベーションを促進するためのポリシーを策定するために、保健社会福祉省に AI タスクフォースを設立したとの取組みは注目すべきです。当該タスクフォースでは、医薬品開発の促進、公衆衛生の強化、医療提供の改善を目的とした AI 利用のためのツールやフレームワークを評価する方法を今後開発するとされており、ヘルスケアに関連する日本企業は動向を確認しておくことが望ましいでしょう。

なお、ファクトシートによれば、すでにタスクフォースは医療アルゴリズムにおける人種的偏見に対処するための指針を公開するための作業を開始しているとされ、「医療コミュニティがアルゴリズムに起因する潜在的なバイアスに対処するのに役立つ指導原則」(Guiding Principles Help Healthcare Community Address Potential Bias Resulting from Algorithms) として、健康とヘルスケアの公平性や医療アルゴリズムの透明性や説明責任等につ

² 悪用されると安全保障、国家経済安全保障、国家公衆衛生もしくは安全に対する深刻なリスクをもたらす AI モデルのこと。

³ その他、ファクトシートでは、あらゆる重要なインフラ分野において AI の使用を含めたリスク評価を完了し、国防総省、運輸省、財務省、保健福祉省を含む 9 つの政府機関が、リスク評価を国土安全保障省に提出したことも報告されています。

いての指針を定めているようです⁴。

商務省規則案

2024年1月29日、米国商務省産業安全保障局（BIS）は、計算インフラ等を提供する米国企業の IaaS サービスが、外国の悪意あるサイバー活動者によって利用されるリスクに対処するため、当該米国企業が外国の顧客に悪意あるサイバー活動に利用可能な大規模 AI モデルの学習につながる IaaS 製品を提供する際に米国政府への報告等を義務付ける商務省規則案を公示し、意見公募手続に付しました（2024年4月29日まで）。同商務省規則案は、トランプ政権下の2021年の大統領令（E.O.13984）⁵及び AI 大統領令に基づいており、外国の悪意あるサイバー活動の脅威に対処することを主な目的としています。

同規則案は、以下の内容を含んでいます。

- ① 米国の IaaS プロバイダ（米国の再販売業者を含みます。）は、(i)外国の顧客の身元確認（CIP：Customer Identification Program 等）を実施し又は国外の再販売業者（foreign reseller）に実施させ、商務省に報告すること及び(ii)悪意あるサイバー活動に利用可能な大規模 AI モデル⁶の学習につながる外国顧客との取引に関し、商務省に報告すること
- ② 商務長官が合理的な根拠があると認める場合、外国の悪意のあるサイバー活動を抑止するための特別措置を要求できること

上記のうち、①(ii)が AI 大統領令の要求を実施する内容であり、違反した場合、民事又は刑事上の責任に問われることが示されている点にも留意が必要です。また、「米国 IaaS プロバイダ」は IaaS 製品を提供するあらゆる米国人（United States Person）を意味しており、米国法に準拠して設立された日本企業の米国法人も含まれるとされています。

なお、「IaaS 製品（IaaS Product）」は、消費者に提供されるあらゆる製品・サービスであって、処理能力、記憶装置、ネットワークその他の基本的なコンピューティングリソースを提供し、消費者が OS やアプリケーションを含むソフトウェアを展開し実行できるものを意味します。

その他

1. NIST による AI の開発ガイドライン等策定のための意見公募

2023年12月19日、NIST（国立標準技術研究所）は AI 大統領令の要求を実施するための意見公募を開始しました（2024年2月2日まで）⁷。

AI 大統領令は、デュアルユース基盤モデル（dual use foundation models）の開発者に対し、公開前の安全性テスト（AI レッドチーム⁸テスト）の結果を含む情報について、連邦政府への報告義務を課すことを求めています。さらに、AI 大統領令は、NIST が AI のリスク管理、監査、レッドチームに関するガイドライン等を策定することとされており（4.1 項(a)）、NIST による意見公募はこれを受けたものです。具体的には、①NIST のリスクマネジメントフレームワークの生成 AI 用リソース、②AI の能力を評価・監査するためのガイダンス及びベンチマーク、③生成コンテンツのリスクとその低減策等について、意見を募集しています。

なお、商務省は、2024年2月初旬に、NIST の傘下に米国 AI 安全研究所（U.S. AI Safety Institute; USAISI）及び米国 AI 安全研究所コンソーシアム（U.S. AI Safety Institute Consortium; AISIC）を設立することを発表

⁴ <https://www.ahrq.gov/news/newsroom/press-releases/guiding-principles.html>

⁵ <https://www.federalregister.gov/documents/2021/01/25/2021-01714/taking-additional-steps-to-address-the-national-emergency-with-respect-to-significant-malicious>

⁶ 原文では、“Large AI Model With Potential Capabilities That Could Be Used in Malicious Cyber-Enabled Activity”とされており、詳細は商務省が別途定めるガイダンス等で示される予定です。

⁷ <https://www.nist.gov/news-events/news/2023/12/nist-calls-information-support-safe-secure-and-trustworthy-development-and>

⁸ 「AI レッドチーム」（AI red-teaming）とは、AI システムの欠陥や脆弱性を発見するための構造化されたテストを意味します（AI 大統領令 3 項(d)）。

しました。これらは、レッドチーム、リスク管理、安全・セキュリティ、AI 生成コンテンツの電子透かしに関するガイドラインの策定など、AI 大統領令で指示された優先項目に貢献するための組織であるとされています。

2. NTIA による AI モデルのオープン化に関するパブリックエンゲージメント

2023 年 12 月 13 日、米国電気通信情報局（NTIA）は、AI モデルのオープン化に関するパブリックエンゲージメントを開始しました⁹。これは、AI 大統領令が、AI モデルのオープン化のリスクと利点を検討し、リスクを軽減しつつ利点を最大化するための政策提言を作成するよう指示したことを受けたものです。NTIA は、2024 年初頭に正式な意見公募手続を実施するとしています。

日本企業への影響及び今後の見通し

昨年公表された AI 大統領令は、国防生産法等を通じて法的拘束力を伴う AI 規制を導入することが示唆された点で大きな注目を集めました。AI 大統領令自体は連邦政府機関に対してルール策定等を指示するものには過ぎません。今回公表された商務省規則案は、AI 大統領令の指示内容を踏まえて策定されたものですが、日本企業の米国子会社も米国 IaaS プロバイダに該当すれば商務省への報告義務等を負う可能性があることになり、また、大規模 AI モデルの開発等を行う日本企業が顧客等として米国 IaaS プロバイダと計算リソースの提供等に関する取引をする際にも影響が生じうると考えられます。

今後も、AI 大統領令における他の指示事項に基づいて、事業者を拘束する規則が順次公表され、事業者の義務や罰則が規定される可能性があります。さらに、法的拘束力がないガイダンスやガイドラインであっても、それが国際標準化する可能性もあります。このように、今後公表されることが見込まれる具体的なルールやガイダンスは、日本企業にとっても影響が大きいと思われるため、今後の動向を引き続き注視する必要があります。

2024 年 3 月 1 日

⁹ <https://www.ntia.doc.gov/press-release/2023/ntia-kicks-public-engagement-executive-order-ai-work>

[執筆者]

**塚本 宏達**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)
hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。

**殿村 桂司** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士・パートナー)

keiji_tonomura@noandt.com

企業買収 (M&A) 取引・知財関連取引を中心に、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT (technology, media and telecoms) 業界の案件にも幅広い経験を有しており、TMT 業界における買収、合併その他の戦略的提携のほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。2004 年京都大学法学部卒業。2006 年京都大学法科大学院修了。2013 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar)。2013 年～2014 年 Kirkland & Ellis (シカゴ) 勤務。経済産業省「AI ガバナンスのルールに関する調査研究及び検討会運営有識者検討委員会」委員 (AI 事業者ガイドラインワーキンググループ委員)。

**今野 由紀子** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士)

yukiko_konno@noandt.com

主な取扱分野は、クロスボーダーを中心とする企業法務一般のほか、国内外の個人情報・データプロテクション、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティその他データにまつわる様々な法律問題に関する助言。2005 年慶應義塾大学経済学部卒業、2008 年中央大学法科大学院修了。2015 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M, Harlan Fiske Stone Scholar)。2015 年～2017 年三菱商事株式会社勤務、2019 年～2022 年経済産業省勤務。

**丸田 颯人** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士・情報処理安全確保支援士)

hayato_maruta@noandt.com

2019 年長島・大野・常松法律事務所入所。情報漏えい、製品不正やパワハラに関する調査等、広く危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等に関する案件を主に取り扱っている。その他、テクノロジー関連法務やコーポレートを中心に広く企業法務一般に携わっている。2023 年経済産業省「AI ガバナンスのルールに関する調査研究及び検討会運営有識者検討委員会」委員 (AI 事業者ガイドラインワーキンググループ委員)。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]



殿村 桂司（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

企業買収（M&A）取引・知財関連取引を中心に企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT 業界の案件にも幅広い経験を有しているほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

（*提携事務所）

テクノロジー法ニュースレター及び米国最新法律情報の配信登録を希望される場合には、

<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。テクノロジー法ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-technology@noandt.com>まで、米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。